

総会議事録（第1回）

1 開催日時 令和5年4月26日（水）14時00分～16時30分

2 開催場所 第8会議室

3 出席委員（37名）

○農業委員（18名）

会長 11番 田添 利弘

1番 城山 正巳 2番 浅井 和巳 3番 山口 明美 4番 渡邊 重徳
5番 田川 康浩 7番 山口 光則 8番 吉崎 邦幸 9番 朝長 洋子
10番 松下 善光 12番 高見 健 13番 渡邊 和秋 14番 富岡 勝真
15番 寺坂 哲郎 16番 川本 康代 17番 山田 武人 18番 山口 和夫
19番 山道喜久美

○農地利用最適化推進委員（19名）

1番 原 正人 2番 平山 清孝 3番 渡辺 和久 4番 小川 國治
5番 井上 秀明 6番 福田 文夫 7番 林 敏弘 8番 一瀬 晃
9番 山浦 弘之 10番 川副 博司 11番 山上 傳 12番 井本 忠之
13番 上野祐太郎 14番 瀬戸口裕子 15番 森 良広 16番 野田 善則
17番 鳥越 優 18番 梶原 茂 19番 児玉 賢治

4 欠席委員

○農業委員（0名）

○農地利用最適化推進委員（0名）

5 議 題 報告第1号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件
第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件
第4号議案 非農地通知申出書による非農地通知の件
第5号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件
第6号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件
第7号議案 大村農業振興地域整備計画の変更について（農用地区域除外）
報告第2号 農地法第18条第6項(合意解約)の規定による通知報告の件
報告第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第20条第1項第1号に
基づく契約の解除の件

6 事務局 局長 長石 弘顕
課長補佐 西浦 公治

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和5年度第1回農業委員会定例総会」を開会します。

2 会長挨拶

3 議事録署名人指名

○会長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局長

欠席委員はいません。出席委員は、定足数に達しています。

○会長

次に、本日の議事録署名人を、12番 高見 健農業委員、13番 渡邊 和秋農業委員
をお願いします。

4 議事

○議長

これより、議案の審議に入ります。

報告第1号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題としま
す。事務局から報告をお願いします。

○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目 田、面積1,482㎡です。賃貸人及び賃借人は記載の
とおりで、解約理由は、双方合意によるものです。

促進計画1番と関連するものです。

2番鈴田、陰平町の農地、地目 畑、合計面積545㎡です。賃貸人及び賃借人は、記載
のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

○議長

それでは、報告第1号について、ご意見等ありませんか。

<なし>

○議長

報告第1号を終わります。

次に、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。

ここで、お諮りします。1番鈴田及び2番鈴田は関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番鈴田及び2番鈴田は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番鈴田、平町の農地、地目 田、面積756㎡。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、規模拡大のため譲受人所有農地に隣接する農地を譲り受けるものです。農振農用地内の田で取得後は、水稻を計画しています。

2番鈴田、平町、地目 田、面積817㎡。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、規模拡大のため譲受人所有農地に隣接する農地を譲り受けるものです。

場所は、1番鈴田の隣接農地です。本議案の許可後は、今季の水稻一作後に農地改良をして、現在所有されている隣接の田と1枚にしたいとの申し出があります。

○議長

それでは、1番と2番について、鈴田地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

現場の田は東西を向いていて、日当たりは良いところで土地改良区の真ん中に位置している。いずれハウスを建てて、いちごを作られる予定と聞き、最適なところだと思われる。特段問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いします。

○議長

1番と2番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、一括してお諮りします。

1番及び2番鈴田について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番及び2番鈴田は許可することとします。
次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。
1番三浦を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目 畑、面積243㎡。申請者は、記載のとおりです。
本件は、先月の総会議案で、「無断転用について」ご審議いただいた件です。
概要は、公共工事の市道拡幅工事の施工業者が資材置き場や車両置き場にした後に現状回復の計画であったが、以降様々な事業で施工業者が入れ替わるうちに、砂利が敷かれ現在の状況となり無断転用となっていた事案の追認案件となります。
地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。
被害防除計画では、現状のまま利用。法面保護を植栽により施すとしています。雨水排水は自然流下。隣接農地は、南側に畑があります。資金については、追認案件のため必要ありません。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

概要は、事務局が説明のとおりで、特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長

1番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。
<なし>

○議長

それでは、お諮りします。
1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番三浦は、許可相当とします。
続いて、2番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番西大村、古賀島町の農地、地目 畑、面積193㎡。申請者は、記載のとおりです。本件は、申請者が自家用車の駐車場、自宅玄関への通路を造成する計画です。

地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

今回の計画地の一部は、既にコンクリート舗装されていますが、平成30年に農業用の駐車場として許可不要の届けにより造成されたもので、今回の転用申請により地目変更されるものです。

被害防除計画では、盛土0.3から0.5m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は道路側溝に放流。南側の隣接農地は、申請者の農地になります。資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、2番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

この申請地は申請者の物で、今回自分の畑を削って、駐車場等にするっていう部分ですので、何ら問題ないと見てまいりました。ご審議をよろしくお願いします。

○議長

2番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番西大村は、許可相当とします。

続いて、3番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番竹松、鬼橋町の農地、地目 畑、合計面積586㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、申請者が露天駐車場8台分を整備し、母親が経営するデイサービス施設の職員駐車場に賃貸する計画です。

地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は用水路に放流。水利組合への同意が得られています。南側の隣接農地は、申請者の農地になります。資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、3番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

外環状線沿いで農地は雑柑が4本ぐらい植わっている。周辺は、本人の水田が右手にあります。何ら周辺には問題ないと思います。ご審議をお願いします。

○議長

3番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番竹松は、許可相当とします。

次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目 田、面積30㎡。申請者は、記載のとおりです。贈与による所有権移転です。

本件は、揚水施設が、平成7年頃から違反転用となっているため、5条の許可申請を行い、施設設置者に所有権移転により是正する計画です。昨年9月総会において、農用地除外について「支障がない旨」の意見をいただいた案件で、本年4月に除外されたため今回の追認申請となります。

地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用する計画で、2mの緩衝地を設けるため、周辺農地に被害がないとしています。隣接農地は、東側に譲渡人所有の田があります。資金については、追認案件のため必要ありません。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

本件は、2年前の地積調査で違反転用が判明したものです。これは30年近く前、川の改修工事で、当時地権者で話し合っ、交換して運用しようということになったのですが、登記はそのままということになってるため、今回、贈与ということによって所有権の移転をすることで、特に問題ないと思われる。ご審議をよろしくお願いします。

○議長

1番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番三浦は、許可相当とします。

続いて、2番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番大村、本申請は譲渡人の死亡のため、申請取り下げの申し出が提出がされましたので報告します。

○議長

それでは、2番大村について、取り下げとします。

続いて、3番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番大村、須田ノ木町の農地、地目 畑、面積143㎡。申請人は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が、自己住宅木造平屋建てを建築する計画です。

地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、既存間地ブロック積があるため、土砂流出の恐れはないとしています。雨水排水は、計画地内に浸透枡を設置。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地は、ありません。資金については、融資事前審査結果の通知を確認しています。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

周りは宅地になっており、そこだけ農地が残っていました。周辺に畑がありますが、道路が入っていますので、何も問題ないと思います。ご審議をお願いします。

○議長

3番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番大村は、許可相当とします。

続いて、4番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番西大村、協和町の農地、地目 畑、合計面積1,184㎡。譲渡人の所有する宅地と雑種地の併用地を含む全体面積は、2,349.82㎡。申請人は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が、駐車場46台を造成して事業所に賃貸及び一般向けの月極駐車場とする計画です。

地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高2.5m、盛土0.05から0.17m、コンクリートブロック積を施すとしています。雨水排水は、計画地内に集水枡を設け、既存道路側溝に放流。隣接農地は、北側に畑があります。資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、4番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

周辺は、賃貸アパート、隣に畑がありますが、特別問題はないと見てまいりました。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長

4番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番西大村は、許可相当とします。

続いて、5番萱瀬を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番萱瀬、原町の農地、地目 畑、面積340㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が自己住宅木造平屋建てを建築する計画です。

地区の指定は、都市計画区域内白地、農振外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用するため、土砂流出の恐れはないとしています。雨水排水は道路側溝に放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、処理水は道路側溝に放流するとしています。隣接農地は、ありません。資金については、住宅融資事前審査の結果通知を確認しています。

○議長

それでは、5番について、萱瀬地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

現地を見てまいりました。譲渡人も、もともと近くに住んでおられた。近くには、譲渡人の農地がまだ残っているが、他に迷惑がかかるようなことはないと思います。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長

5番萱瀬について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番萱瀬について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番萱瀬は、許可相当とします。

続いて、6番萱瀬を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番萱瀬、中岳町の農地、地目 田、合計面積1,905.67㎡。併用地の里道を含む全体面積は、1,918.47㎡です。申請人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人の社員福利厚生運動場、駐車場等を造成する計画です。

申請者の事業所福利厚生施設の隣地と道向かいの所です。地区の指定は、都市計画区域外、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土最高1.36m、盛土最高0.75m、土留め工事を行い緩衝地を設けるとしてあります。雨水排水は、計画地内の通路に側溝を設け、既存水路に放流。汚水、生活雑排水は発生しません。隣接農地があります。資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、6番について、萱瀬地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

この前、4人で見て回りました。県外の会社が、社員の福祉施設として買われているみたいです。特に、支障ないものと思います。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長

6番萱瀬について、何かご意見・ご質問はありませんか。

○委員

ここは社員の福利厚生として利用するとしてありますが、会社は道向かいの所にあるのですか。

○事務局

この事業所は、工業団地にあります。

○議長

それでは、お諮りします。

6番萱瀬について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番萱瀬は、許可相当とします。

続いて、7番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番竹松、富の原2丁目の農地、地目 畑、面積276㎡。併用地の雑種地を含む全体面積は、316㎡です。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が自己住宅木造2階建てを建築する計画です。

地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、既存雨水路に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。周辺に農地はありません。資金については、住宅融資仮審査の結果通知を確認しています。

○議長

それでは、7番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

ここは、すべて宅地に囲まれたところです。その結果、何ら問題はないと思って見てまいりました。

○議長

7番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

7番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、7番竹松は、許可相当とします。

続いて、8番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

8番福重、沖田町の農地、地目 田、合計面積1,872㎡。併用地の宅地、用悪水路を含む全体面積は、2,587.92㎡です。申請人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地10区画、道路等を整備する計画です。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.05から0.65m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、計画地内道路に雨水路を設け、北側既存水路に放流。水利権者の同意を得られています。汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしてあります。隣接農地が、西側にあります。建築物は、敷地境界から1mの緩衝地を設け、高さは7.0m程度で、通風及び日照への影響は軽微としてあります。資金については、預金残高証明書を確認しています。

なお、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、8番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

24日に6人で見てまいりました。この土地は、住宅の建築後の家が問題になると思われる。道も100メートルあり、ずっと二階建てを建てられるみたいなので、日照が心配である。

○議長

8番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。

○委員

申請をされた時点で隣の農地の方に、こういうものを作りますからという説明は何もありませんでした。また、現地確認をする時点でも、農業委員会に確認をする時点でも、隣接農地の方への説明が全くなかったようです。

何メートルまでの建物の高さとか、それから、真ん中に計画している道路を西側の農地側に移せないものなのか検討願いたいと農業委員会を通じてお話をしましたけれど、結局今日、総会に提出されたものは、そのままの状況である。

また、それを隣の農地の方には、何も報告がなかったということで、こうなる前に、「隣の農地の方にお話をされましたか」という、一言受付段階で確認してもらえば、今回のような状況にならないと思われる。

また、西側農地は、田で右側の道を通り越して横断暗渠になっていますが、そこを通過して水が入ってくるようになってる。暗渠の水路は、開発に際して工事業者の車がどんどん通り、セメントでできた農道だから、その暗渠も潰れるかもしれないので、補強をしてもらいたいというのをお願いをしています。そこら辺しっかり検討していただいてから、許可相当と言えると思うのですが。

○事務局

隣接の農家からの意向については、代理人にお伝えしました。事業者は、このまま提出させていただきたいということでした。

○事務局

事務局としましては、地元委員が、現地調査に際して隣地の農家の方々に支障がないかというお声掛けして、その内容を総会でご報告して結論を出している。そういった中で、隣地の方の同意書までは求めていませんが、事前の説明はあるべきではないかというのを事務局から申請代理人に対して、再度お話をさせていただきました。

隣地農家から、道の位置の変更、水路の補修というところで、ご相談がありましたということも、申請代理人の方から事務局へ報告を受けました。

当然、被害防除計画上で、被害が出た場合は責任を持って対応していただくということになりますよと言うのは伝えておりますが、施主である会社の中で協議した上での結論ということで、当初の図面のまま本総会に提出されることとなりました。

そういったことで、隣地の方のご意見を踏まえながら、総会でその結論を聴いていただければということです。よろしく願いいたします。

○委員

そういう話も全然しないで話が進んでるので、私は一旦保留してもらいたいと思います。

○委員

事務局に、口頭で説明があっただけなのか。それぞれ、暗渠関係など一筆欲しいと思います。紙面で、覚書か何かそういうのがあったらいいかと思います。

○議長

覚書といいますか、念書などそういうのを書いてもらったらいんじゃないかというお話。

○委員

我々も農業委員としては、やはり農地を守るという立場であれば、先ほど委員が言われたとおり、減収になるのが目に見えているなら、これを許可できないと思います。

○議長

減収になるようだったら、許可をできないというような意見です。他のみなさんいかがでしょうか。

それではお諮りをしたい。一旦保留にして、この業者と詳しく話し合いをして、再度提出というようなことにしたいと思いますが、皆様のご意見いかがでしょうか

○委員

農業委員会として、明確に法律に基づいた回答を出すことは、立場上必要なんじゃないでしょうか。

○事務局

事務局の見解を説明させていただきます。本議案につきまして、仮に不許可相当という結論が出た場合、法的な根拠が非常に難しいということになるかと思えます。

本日、事務局に申請代理人が来られました。その際には、この総会の結論を真摯に受け止めるというお返事をいただきましたので、総会で出た意見を再考して、調整をしていただくためにも時間を要するため、保留というのが最善の策ということが事務局としては感じています。以上ご報告します。

○委員

不許可というわけではなく保留にさせていただきたい。全く周りの農家への話し合いもないまま総会で審議されて、許可相当となった場合、今後開発に関して、業者の人たちから何の話もなく、次から次へと転用が進む懸念を感じる。

だから、隣の農地、近隣農地には納得いくように説明をして、お互い話をしながら、進めさせていただきたいというのは、私たちの願いです。

○委員

先ほど事務局から説明あったが、代理人が見えて、このままで総会にかけてほしいという話がありました。少なくとも、保留であったら、まだ検討の余地ありってことになると思います。いま、委員が言われたように、やっぱり農地を守りたい。また、建物を作るにしても、近隣農地には迷惑をかけない。こういったお互い譲り合って、納得の上、結論を出すべきだろうと思いますので、今回は保留が無難というふうに私は思っています。

○委員

分譲なら、その点を業者に言ってもらって、総二階をできるだけ控えてもらうことはできないのだろうか。

○事務局

分譲宅地ですので、土地を購入された方が、建物の設計を考えられます。

こちらも、隣地の方から、事業者に直接、道がつけかえられないか、全部平屋にしてもらえないだろうかという提案をされたそうです。一応、本社に持ち帰って協議の結果、このまま出てきたということです。

○議長

お諮りをしたいと思います。今までのご意見等を踏まえまして、保留ということで、再度、隣接農地の地権者の方々と協議の上、再提出をしていただくというようなことでいかがでしょうか。

<異議なし>

○議長

続いて、9番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

9番福重、皆同町の農地、地目 畑、面積331㎡。申請人は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が、自己住宅木造2階建てを建築する計画です。

地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。境界にコンクリートブロックを設置。雨水は、隣接の市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地は、南側にあります。

資金については、住宅融資保証会社の事前審査の承認通知を確認しています。

○議長

それでは、9番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

ここはJRの線路脇で、南側に田んぼがありますが、農道を挟んでいますので、日照権も問題ないかと思えます。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長

9番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

9番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、9番福重は、許可相当とします。

続いて、10番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

10番福重、今富町の農地、地目 畑、面積105㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は使用貸借です。

本件は、申請地の所有者である子から、転用者の母への使用貸借により倉庫を建築する計画です。

地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、自然流下。汚水、生活雑排水は発生しません。隣接農地はありません。

資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、10番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

譲受人宅の庭先の農地であり、問題はないかと思います。

○議長

10番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

10番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、10番福重は、許可相当とします。

次に、11番松原を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

11番松原、野岳町の農地、地目 畑、面積196㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が建築条件付売買予定地1区画の宅地造成をする計画です。

地区の指定は、都市計画区域外、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、計画地内に集水枡を設置し、汚水、生活雑排水の合併浄化槽の処理水とともに、既存道路側溝に放流するとしてあります。隣接農地が西側にあります。資金については、預金残高証明書を確認しています。

なお、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、11番について、松原地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

事務局から説明があったとおり、市の水道施設があって、一段上がっています。東側にも工事用道路をはさんで農地があります。それから、西側にも農地がありますが、ここは一段

下がって北側は宅地があります。地区の委員で、現地確認に行き、何ら問題はないと見てまいりました。ご審議をお願いします。

○議長

11番松原について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

11番松原について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、11番松原は、許可相当とします。

次に、第4号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番大村、徳泉川内町の農地、地目 畑、面積3.5㎡。申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出によりますと、申請地の周辺は非農地判定を受け、申請地のみ農地として残っている。現地は、狭小かつ不整地であり、自然荒廃により、山林化している状況です。

○議長

それでは、1番について、1番大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

以前は、養豚をしていたAさんから、Bさんが養豚する目的で買われましたけども、事情があって断念され、今、現地では養豚はされていません。周りも田んぼか畑があったのですが、自然荒廃していて、農地として残っていたということで申請がありました。

荒廃しており、特に農地にはなりません。以上、よろしくお願いします。

○議長

1番について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番大村は、非農地と判断し、これを通知することとします。

次に、第5号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題とします。

ここで、お諮りします。本議案は、第6号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第5号議案及び第6号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

今回から、4月1日の法改正施行により、従前の「農用地利用配分計画」が、「農用地利用集積等促進計画」と名称が変更となりました。ただし、経過措置として現在、配分計画の契約内容の変更と解約は配分計画の変更で行うことになります。

それでは、説明に入ります。第5号議案及び第6号議案の農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用集積等促進計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社です。集積計画の貸付申込者と促進計画の借入申込者が参照しやすいように、資料1を配布していますので、併せてご説明します。

資料1の1番は集積済の農地で、第6号議案の1番三浦です。

今村町の農地、面積1,482㎡。

促進計画の借入申込者は、記載のとおりで、水稻を計画しており、設定する権利は記載のとおりです。

資料1の2番は、第5号議案1番鈴田、第6号議案2番鈴田です。

平町の農地、面積1,563㎡。

促進計画の借入申込者は、記載のとおりで、ハウスきゅうりの栽培を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

なお、当該借入申込者は、本年4月の青年等就農計画の認定予定者で、6月1日からの経営開始を目指しています。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第5号議案及び第6号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第5号議案及び第6号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第5号議案承認することとし、第6号議案については、計画のとおり要請することとします。

次に、9ページ。第7号議案「大村農業振興地域整備計画の変更について（農用地区域から除外）」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第7号議案、1番鈴田、中里町の農地、地目 田、合計面積2,319㎡。申請者及び所有者は、記載のとおりです。

農用地の最上部の末端になります。除外手続き後は、4条の許可申請を行い、植林して山林にするとしています。変更理由は、山の陰で作物が出来ない。後継者がいないとしています。被害防除計画では、現状のまま利用する計画で、周辺農地と離れているので、被害を及ぼす恐れはないとしています。

○議長

それでは、1番について、鈴田地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、中里の集落から山添の方に入り込んだ、左側の片面は急傾斜に面した、条件が非常に悪い田んぼです。数年前まで水稻が作られていましたけれど、高齢化に伴い、後継者も決まっていないということで、今回、杉の植林したいということです。

農用地区域から除外をして、地目を山林にしたいということで申請が出ている。近くに田んぼがありますが、川も通っており、全く問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長

それでは、1番鈴田について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番鈴田については、支障のない旨を回答することについて、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番鈴田については、支障のない旨を回答することとします。続いて、2番松原を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番松原、松原2丁目の農地、地目 田、面積448㎡。申請者及び所有者は、記載のとおりです。

除外後は、5条の許可申請を行い、自己住宅木造2階建てを建築する計画です。被害防除計画では、切土最高4m、既存の石積があるので、土砂流失の恐れはないとしています。日照、通風等に関しては、建物の高さを6.48m程度に加減するとしています。雨水排水は、汚水、生活雑排水の合併浄化槽の処理水とともに、既存道路側溝に放流するとしています。

○議長

それでは、2番について、松原地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

日曜日に、松原地区の農業委員と推進委員で現地確認をしました。周辺もすべて農用地区域ですが、申請地は、市道の隣接以外は遊休農地になっています。スライドの写真では分かり難いかもしれませんが、ほとんど原野ぐらゐの状態になっています。

所有者は、市外在住の非農家の方で、これを農地に復活させるのは無理ではなかろうかと思われまゝ。農用地除外は、やむを得ないという結論です。また申請者も、他に農用地以外での検討も4箇所ぐらゐされているようですが、いずれもその条件が合わないということで、残るここの1箇所を申請されたようです。以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長

それでは、2番松原について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番松原については、支障のない旨を回答することについて、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番松原については、支障のない旨を回答することとします。

次に、報告第2号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

報告第2号、1番三浦、今村町の農地、地目 畑、面積1,828㎡です。賃貸人及び賃借人は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

2番鈴田、陰平町の農地、地目 畑、面積545㎡です。賃貸人及び賃借人は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

3番大村、荒平町の農地、地目 畑、合計面積7,495㎡。賃貸人及び賃借人は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。3番大村の賃借人について、廃業の申し出を確認しました。

○議長

報告第2号について、ご意見等ありませんか。

<なし>

○議長

報告第2号を終わります。

次に、報告第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第20条第1項第1号に基づく契約の解除の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第3号、1番鈴田、岩松町の農地、地目 田、合計面積8,449㎡。賃貸人及び賃借人は記載のとおりです。

2番鈴田、小川内町の農地、地目 畑、面積773㎡。賃貸人及び賃借人は、記載のとおりです。

3番鈴田、小川内町の農地、地目 田、合計面積2,856㎡。賃貸人及び賃借人は、記載のとおりです。

以上、3件の契約解除の理由は、3年の期間を経過しても貸付けを行うことが出来ない見込みのためとしています。

○議長

それでは、報告第3号について、ご意見等ありませんか。

<なし>

○議長

報告第3号を終わります。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。